

## パプアニューギニア

### 1. サマリー

<p>個人情報の保護に関する制度の有無</p>	<p>包括的な法令は存在しない。個別の分野に適用される法令のうち代表的なものとして、以下の法令が存在する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 私的通信保護法 (The Protection of Private Communications Act (Chapter 272))             <ul style="list-style-type: none"> <li>- URL : <a href="http://www.paclii.org/pg/legis/consol_act/popca1973404.pdf">http://www.paclii.org/pg/legis/consol_act/popca1973404.pdf</a></li> <li>- 施行状況 : 1973年8月30日施行</li> <li>- 対象機関 : 国家機関及び民間事業者</li> <li>- 概要 : 私的通信の保護を定める法令。同法において「個人データ」の定義は存在しないが、あらゆる「通信」に適用されると考えられる。</li> </ul> </li> </ul>															
<p>個人情報の保護に関する制度についての指標となり得る情報</p>	<p>EUの十分性認定 : なし APECのCBPRシステム : なし</p>															
<p>OECD プライバシーガイドライン 8原則に対応する事業者の義務又は本人の権利</p>	<p>OECD プライバシーガイドライン 8原則に対応する事業者の義務又は本人の権利については、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="680 1002 1509 1340"> <tr> <td data-bbox="680 1002 1072 1054">① 収集制限の原則</td> <td data-bbox="1084 1002 1509 1054">該当する規定は不見当である。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="680 1062 1072 1115">② データ内容の原則</td> <td data-bbox="1084 1062 1509 1115">該当する規定は不見当である。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="680 1123 1072 1176">③ 目的明確化の原則</td> <td data-bbox="1084 1123 1509 1176">該当する規定は不見当である。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="680 1184 1072 1236">④ 利用制限の原則</td> <td data-bbox="1084 1184 1509 1236">該当する規定は不見当である。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="680 1244 1072 1297">⑤ 安全保護の原則</td> <td data-bbox="1084 1244 1509 1297">該当する規定は不見当である。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="680 1305 1072 1358">⑥ 公開の原則</td> <td data-bbox="1084 1305 1509 1358">該当する規定は不見当である。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="680 1366 1072 1418">⑦ 個人参加の原則</td> <td data-bbox="1084 1366 1509 1418">該当する規定は不見当である。</td> </tr> </table>		① 収集制限の原則	該当する規定は不見当である。	② データ内容の原則	該当する規定は不見当である。	③ 目的明確化の原則	該当する規定は不見当である。	④ 利用制限の原則	該当する規定は不見当である。	⑤ 安全保護の原則	該当する規定は不見当である。	⑥ 公開の原則	該当する規定は不見当である。	⑦ 個人参加の原則	該当する規定は不見当である。
① 収集制限の原則	該当する規定は不見当である。															
② データ内容の原則	該当する規定は不見当である。															
③ 目的明確化の原則	該当する規定は不見当である。															
④ 利用制限の原則	該当する規定は不見当である。															
⑤ 安全保護の原則	該当する規定は不見当である。															
⑥ 公開の原則	該当する規定は不見当である。															
⑦ 個人参加の原則	該当する規定は不見当である。															

	⑧ 責任の原則	該当する規定は不見当である。	
その他本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 個人情報の域内保存義務に係る制度であって、本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のあるもの —</li> <li>■ 事業者に対し政府の情報収集活動への協力義務を課す制度であって、本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のあるもの —</li> </ul>		

(令和4年3月31日更新)